別表第三第十六号中「六千八百二十五万枚」を「七千三百十七万枚」に改め、同表第二十四号中「四百十一万枚」を「四百五十一万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十一号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律（平成二十七年法律第十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条（同法附則第十四条」を「第十九条（同法附則第九条第三項」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十一号を削る。

（国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第四条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号中「及び附則第十条第三項」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令第一条の二第十一号に掲げる事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

省　令

○総務省令第五十号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の廃止に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

総務大臣　山本　早苗

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる」を「機構法附則第九条第一項に規定する」に改め、各号を削る。

附則第三条中「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改める。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。